

## 審査書

### 【中部電力株式会社浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について】

原規規発第2002072号  
令和2年2月7日  
原子力規制庁

#### 1. 審査の結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、中部電力株式会社（以下「申請者」という。）浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に関し、申請者から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請のあった「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」（令和元年12月18日付け本原原発第20号。以下「変更認可申請書」という。）について審査した結果、当該申請は、同条第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認められない。

#### 2. 申請の概要

申請者が提出した変更認可申請書及び申請者の説明によれば、変更の概要は以下のとおりである。

##### （1）組織再編に伴う変更

令和2年4月1日に予定している分社化に伴う組織再編の一環として、「ビジネスソリューション・広報センター」を再編し、「資材の調達先の評価・選定に関する業務」を新たに設置する「調達センター」に引き継ぐことに伴い、次の関連条文を変更する。

##### 第1編

- ・第2条の2（安全文化の醸成）
- ・第2条の3（関係法令及び保安規定の遵守）
- ・第3条（品質保証計画）
- ・第4条（保安に関する組織）
- ・第5条（保安に関する職務）

##### 第2編

- ・第2条の2（安全文化の醸成）
- ・第2条の3（関係法令及び保安規定の遵守）
- ・第3条（品質保証計画）
- ・第4条（保安に関する組織）

- ・ 第 5 条（保安に関する職務）

## （２）用語の再定義

原子力本部長以下の組織の呼称を「原子力部門」に、調達センター長以下の保安組織の呼称を「原子力関係部門」と再定義することに伴い、次の関連条文を変更する。

### 第 1 編

- ・ 第 2 条の 2（安全文化の醸成）
- ・ 第 2 条の 3（関係法令及び保安規定の遵守）

### 第 2 編

- ・ 第 2 条の 2（安全文化の醸成）
- ・ 第 2 条の 3（関係法令及び保安規定の遵守）

## 3. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」ものであるかを確認するため、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1 3 0 6 1 9 8 号（平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 1 3 1 1 2 7 1 5 号（平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日原子力規制委員会決定）。以下「廃止措置審査基準」という。）に適合するものであるかを確認した。

その内容は以下のとおりである。

### （１）組織再編に伴う変更

審査基準は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号）第 9 2 条第 1 項第 4 号に規定する発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織について、本店及び事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。また、廃止措置審査基準は、同条第 3 項第 5 号に規定する廃止措置を行う者の職務及び組織について、廃止措置段階の原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

申請者は、令和 2 年 4 月 1 日に予定している発送電分離に係る分社化に伴う組織再編の一環として、ビジネスソリューション・広報センターを総務センター及び調達センターに再編し、「ビジネスソリューション・広報センター」が担務する「資材の調達先の評価・選定に関する業務」を、新たに設置する「調達センター」に引き継ぎ、同センター長の責任の下で実施する体制とするとしている。

規制庁は、今回の組織再編により新たに設置される保安組織について、現行の保安組織が担務する発電用原子炉施設の保安に関する業務分掌及び職務を引き継ぐとしており、

審査基準における発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織並びに廃止措置審査基準における廃止措置を行う者の職務及び組織について記載すべき事項を満たしていることを確認した。

## (2) 用語の再定義

申請者は、原子力本部長以下の組織の呼称を「原子力関係部門」から「原子力部門」に変更するとともに、調達センター長以下の保安組織の呼称を「原子力関係部門」と定義するとしている。

規制庁は、本変更について、保安組織の呼称を再定義するものであり、保安組織及び職務内容を変更するものではないことを確認した。

したがって、本申請に係る変更は、法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認められない。